

令和2年4月30日

裁判所利用の皆様へ

東京家庭裁判所

新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について
(5月7日から同月15日まで)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等については、4月7日付けでお知らせしているとおりですが、東京家庭裁判所（立川支部を含む。）において、政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及び東京都の外出自粛要請等の検討状況を踏まえ、この取扱いを5月7日から同月15日までの期日についても同様としましたので、お知らせいたします。

なお、少年事件においては、上記期間中に指定されている審判期日や調査期日につき、担当部等から特に連絡がない限り、予定どおり期日が実施されます。

5月18日以降の取扱いについては、状況を踏まえ、追ってお知らせします。

【参照】

令和2年4月7日付け「新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について」

【参照】

令和2年4月7日

裁判所利用の皆様へ

東京家庭裁判所

新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について

政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及び東京都の外出自粛要請等を踏まえ、東京家庭裁判所（立川支部を含む）において、4月8日から5月6日までの間に実施される予定であった期日については、次のとおり取り扱われます。

◆ 家事事件に関し、調停事件、審判事件等期日が指定されている事件については、下記の事件を除き、指定期日が取り消されます。

- ・ 児童福祉法上の一時保護事件、審判前の保全事件等急を要する事件
- ・ ハーグ条約実施法に基づく子の返還申立て事件
- ・ 子の監護に関する事件で、特に急を要する事件

人事訴訟事件についても、期日指定がされている事件については、指定期日が取り消されます。

新たな期日については、指定され次第、担当部等から連絡があります。

御不明の点があれば、担当部等にお問い合わせください。

◆ 少年事件については、原則として審判期日は取り消されますが、観護措置が取られている事件のほか、特に急を要する事件については、審判期日を開く場合があります。

御不明の点があれば、担当部等にお問合せください。

- ◆ 裁判所に提出される文書の受付業務は継続しておりますし、郵送により提出された文書も受け付けています。

東京家裁庁舎1階における夜間受付・夜間手続案内（平日（月、水、金）午後5時から午後7時30分まで）は、当面、実施を見合わせますが、東京高等地方簡易裁判所の当直窓口において、家庭裁判所宛ての文書は、夜間も受け付けております。

なお、子の氏の変更事件において、事件を受け付けた当日に審理を行う事件処理（いわゆる即日審判）についても、当面、実施を見合わせます。